

創業新事業支援融資

『パワーアップ21』

創業時のさまざまな資金需要にお答えします！

融資実行まで
一定の要件を満たせば
所定利率より
最大年1.5%
利率を割引

挑戦

ご利用いただける方

新たな事業(第2創業を含む)を6か月以内に開始するかまたは、開始してから7年以内の個人・法人企業

ご融資限度額

500万円 (500万円超の融資をご希望される場合は、別途ご相談となります。)

ご融資期間

運転資金7年以内・設備資金10年以内
(設備資金で10年超をご希望される場合は、別途ご相談となります。)

1年間の元金返済据置も可能です！

- ※商品概要は裏面をご参照願います。
- ※お申込みに際しましては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査の結果、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。
- ※ご返済の試算額、詳細につきましては、当金庫窓口または担当職員にお申し出下さい。

【市外局番 0226】			【市外局番 0192】				
本店	22-6830	津谷支店	42-2666	南支店	23-6330	高田支店	27-8137
鹿折支店	22-6950	志津川支店	46-2619	松岩支店	24-2700	大船渡支店	27-8131
内の脇支店	22-6730	駅前支店	23-1020	東新城支店	22-6731	盛支店	27-4131

この創業者向け融資「パワーアップ21」は、公益財団法人日本財団『わがまち基金』プロジェクトの支援を受けて実施しています。



創業者向け融資「パワーアップ21」



融資実行までに下記の要件に該当する方は、1項目ごとに0.5%を所定融資利率から割引します。
(最大1.5%)

- ①自己資金が総事業費の10分の1以上ある方
- ②開業する業種に通算6年以上勤務されていた方
- ③創業スクール(特定創業支援事業の認定を受けたもの)を受講し修了証を授与された方
- ④信用保証協会融資、信用保証協会または日本政策金融公庫との協調融資を受ける方
- ⑤当金庫の出資金を1万円以上お持ちの方

資金用途	・創業、新事業に必要な「運転資金」または「設備資金」
融資対象者	・当金庫の会員資格を有する方で、新たな事業(第2創業を含む)を6か月以内に開始するかまたは、開始してから7年以内の個人・法人企業
融資金額	・10万円以上500万円以内 (500万円超の融資をご希望される場合は、別途ご相談となります。)
融資単位	・10万円単位
融資期間	・運転資金 7年以内(据置期間:1年以内) ・設備資金 10年以内(据置期間:1年以内) (設備資金で10年超をご希望される場合は、別途ご相談となります。)
融資利率	・当金庫所定の利率とします。なお、融資実行までに上記の一定要件に合致する方は、最大1.5%を所定融資利率から割引します。
融資形態	・証書貸付(元金均等返済) ・手形貸付
保証人	・原則として法人の場合は代表者、個人の場合は不要
担保	・原則不要
保証料	・不要
手数料等	・融資手数料として200円＋消費税および契約書印紙税がかかります。 ・返済条件を変更する際は、当金庫所定の手数料が必要となる場合があります。